

第98回定例研究会

12月19日(金)

於:静岡県評会議室

## 障害年金をめぐる

## 新たな展開について

- 障害年金の3つの受給要件を中心にして -

報告者:磯野 博 氏(日本医療総合研究所 協力研究員)

### 保険料の納付期間要件

国民年金の保険料の納付率は6割を切っており、約1.5万円という高額な保険料を支払えない滞納者は330万人を越えている。そして、このうち47.2%が障害年金を知らないという。

公的年金は過去の保険料をさかのぼって納付することが認められているが、障害年金には極めて厳格な「保険料の納付期間要件」が適用され、これに抵触した場合、該当する障害に関しては、生涯にわたり障害年金を受給することはできないというペナルティーが課せられる。

### 保険料の認定要件

障害年金における障害認定は、日常生活能力と労働能力を障害認定のスケールにしながら、実際の障害認定は、傷病や疾病の状態といった医学モデルに基づく機能障害レベルでの判定が主なのが現状である。

日常生活能力などの判定は診断書作成医に委ねられているが、診断書作成医の判断には差異が大きいことが指摘されている。

障害当事者や家族、支援者のたゆまぬ努力によって一般就労に結び付いた知的障害者や精神障害者が、障害基礎年金の裁定請求を行っても不支給になったり、障害の程度に変化がないにも関わらず、障害基礎年金が減額されたり支給停止されるというケースが複数あることが問題になっている。

### 公的年金への加入要件

障害年金は、傷病などによる予期せぬ障害というリスクに対応しており、保険としての性格が強い。

障害年金の受給要件のひとつである「公的年金への加入要件」とは、主に公的年金への加入期間内に初診日があることを意味する。

初診日の認定をめくり行政訴訟までに至り、地裁レベルで画期的な原告全面勝訴の判決が確定した事例がある。原告は障害厚生年金の裁定請求を行うが、「申請書類には医証がなく、初診日を確認することができない」と却下された。2014年7月31日、大阪地方裁判所第7民事部は、不支給決定を取消し、障害厚生年金1級を支給するよう命じる判決を示した。本判決に対して被告国らは控訴せず、この画期的な判決は確定した。

### おわりに

若年層を中心にした雇用の流動化・非正規化などにより、障害年金の3つの受給要件が直接影響した無年金障害者問題は一層顕在化し、増大してきている。今後、「権利条約」の適切な履行という大きな枠組のなかで、これらの問題も主要な論点として位置づけ、実態と要因を実証的に明らかにし、問題解決に向けての具体的な方向性を示していくことは急務である。